

国整備指針と異なる独自の要件案 (東京都がん診療連携拠点病院)

要件
A: 必須
B: 望ましい(*)
C: 望ましい

東京都がん診療連携拠点病院は、「がん診療連携拠点病院と同等の高度な診療機能を有する医療施設」として東京都知事が指定する病院であることを踏まえ、次のとおり、現行要件を改正する。

原則として、がん診療連携拠点病院の新要件と同様の要件とする。
ただし、相当の理由がある場合は、個別に判断する。

<要件緩和の基本的な考え方>

- ① 人員配置体制の充実に資する新要件については、新規雇用や配置転換に時間を要するところから、経過措置を設け、猶予期間を与える
- ② 国指定でなければ充足できないものに関しては、指定要件としない

○ 国拠点病院の指定要件と異なる点については、以下のとおり

| 国拠点病院の要件 (令和4年8月1日施行) | 要件 | 都拠点病院の独自の指定要件案 | 要件 |
|--|----|---|----|
| 2 診療体制 | | | |
| (2) 診療従事者 | | | |
| ② 専門的な知識及び技能を有する医師以外の診療従事者の配置 | | | |
| ア | | | |
| 専従の放射線治療における機器の精度管理、照射計画の検証、照射計画補助作業等に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の技術者等の人数 ※1人以上の配置が必要 | A | 専従の放射線治療における機器の精度管理、照射計画の検証、照射計画補助作業等に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の技術者等の人数 ※1人以上の配置が必要 【経過措置期間:1年間】 | A |
| 放射線治療部門に配置されている、専従の放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師の人数 ※1人以上の配置が必要 | A | 放射線治療部門に配置されている、専従の放射線治療に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師の人数 ※1人以上の配置が必要 【経過措置期間:1年間】 | A |
| 6 臨床研究及び調査研究 | | | |
| (1) | A | 政策的公衆衛生的に必要性の高い調査研究に協力している。また、これらの研究の協力依頼に対応する窓口の連絡先を国立がん研究センターに登録する。 | A |
| (2) | A | 臨床研究コーディネーターを配置している。 【経過措置期間:1年間】 | A |